

動物愛護管理法における愛玩動物看護師の位置付け

【概要】

- 令和元年の動物愛護管理法改正により、ペットショップやブリーダー等の第一種動物取扱業者が事業所ごとに選任義務のある「動物取扱責任者」の要件を見直し。
- 要件の1つに、愛玩動物看護師の免許取得者を位置付け。今後、獣医療分野に留まらず、動物取扱業全般の分野においても国家資格者が愛玩動物の適正な飼養を指導する立場として活躍が期待される。

<参照条文>

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（抄）

（動物取扱責任者）

第22条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、**動物取扱責任者**を選任しなければならない。

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）（抄）

（動物取扱責任者の選任）

第9条 法第22条第1項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の免許を取得している者であること。

ロ **愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第3条の免許を取得している者であること。**

ハ・ニ （略）

二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。